

J-SSOD による超小型衛星放出事業における法的課題

日本スペースロー研究会 代表理事／弁護士
北村尚弘

アブストラクト：

1 目的・背景

J-SSOD からの超小型衛星放出事業には、①ロケットで超小型衛星を ISS まで打ち上げ、②J-SSOD から超小型衛星を放出する、という 2 つの行為が介在するが、超小型衛星の軌道投入を担うのは①ではなく②である。そこで、②についての打上げ許可の要否、及び、放出された超小型衛星の「打上げ国」について検討した。

2 打上げ許可の要否

J-SSOD が所在する ISS（きぼう）は、国内には所在せず、日本国籍を有する船舶・航空機ではない。また、J-SSOD はロケット発射機能を有さないため、「打上げ施設」（宇宙活動法 2 条 4 号）にも当たらない。そのため、J-SSOD からの放出行為は、宇宙活動法 4 条 1 項の要件を満たさず、打上げ許可は不要である。

3 「打上げ国」

これまでの登録状況を見ると、衛星開発機関が所属する国が登録国となっている。これは、衛星開発機関が所属する国が「打上げを行わせる国」として「打上げ国」になるとの考えを前提としている。但し、登録がなされなかったときに、衛星開発機関が所属する国が「打上げ国」となると断言できるのかは不明である。